

砂利採取業者登録事務・登録事項変更事務等について

① 砂利採取業者登録申請書作成について

1 書類提出通数：3通(正本1通及び副本2通(うち1通は、登録手続終了後、申請者に返却します。))

2 提出書類

(1) 砂利採取業者登録申請書：別記様式第1号(砂利採取業者の登録等に関する規則(以下「登録規則」という。)様式第1)

※ 群馬県収入証紙 13,000円(平成12年4月1日現在、群馬県砂利採取法関係手数料条例第2条)を正本に貼付して下さい。

(2) (申請者用)誓約書(A)：別記様式第2号

※ 法人の場合は、監査役又は監事を除く役員(取締役等)全員の誓約書(本人の自署)

※ 誓約書の原本を正本に添付し、他2通の副本にあってはその写しの添付で可

※ 「住所」欄は、個人のもの(自宅等)を記載してください。

(3) 砂利採取業務主任者試験合格証の写し又は砂利採取業務主任者認定証の写し

(4) (砂利採取業務主任者用)誓約書(B)：別記様式第3号

※ 砂利採取業務主任者全員の誓約書(本人の自署)

※ 法人の監査役又は協同組合の監事は、会社法第335条第2項又は中小企業等協同組合法第37条第1項の規定により、砂利採取業務主任者(使用人)として登録することはできません。

※ 誓約書の原本を正本に添付し、他2通の副本にあってはその写しの添付で可

(5) ① 砂利採取業務主任者勤務証明書：別記様式第4号

※ 砂利採取業務主任者が申請者又は当該法人の役員・従業員であることを証する書面(証明は代表者印)

② 砂利採取業務主任者の住民票(抄本を正本に添付し、他2通の副本にあってはその写しの添付で可)

(5-2) 砂利採取業務主任者関係の添付書類

① 履歴書(市販品と同等以上のもの)

② 写真(手札型 縦10cm×横8cm)

※ 正本1通と副本1通に添付し、写真裏面に氏名を記載してください。

(6) 法人の登記事項証明書(全部事項証明書)及び定款の写し

※申請者が法人である場合に限る。

※登記事項証明書にあっては、謄本を正本に添付し、他2通の副本にあってはその写しの添付で可

(7) 申請者(申請者が法人の場合は、当該法人の役員)及び砂利採取業務主任者の生年月日を証する書面

※「生年月日を証する書面」は住民票等とし、抄本を正本に添付するとともに、他2通の副本にあってはその写しの添付で可

※砂利採取業務主任者にあっては、(5)②記載の住民票抄本において確認できない場合に限る。

(8) 砂利採取業経歴書：別記様式第5号

※ 企業概要は全て記載し、取引関係については、申請者自身が砂利採取業を行った経歴とともに、他人の砂利採取業に従事した経歴があれば記載してください。全くの新規登録の場合は計画を記載してください。

3 提出先

前橋市大手町1丁目1番1号(〒371-8570)

群馬県県土整備部砂防課砂防管理係 TEL 027-226-3631

② 砂利採取業者登録事項変更届書等作成について

1 書類提出通数：3通(正本1通及び副本2通(うち1通は、変更手続終了後、申請者に返却します。))

2 提出書類

(1) 申請者の登録事項の変更((2)に該当する場合を除く。)

① 登録事項変更届書：別記様式第9号(登録規則様式第7)

② (申請者用)誓約書(A)：別記様式第2号

※ 法人の場合は、監査役又は監事を除く、新たに役員に就任する者の誓約書(本人の自署)

※ 誓約書の原本を正本に添付し、他2通の副本にあってはその写しの添付で可

※ 「住所」欄は、個人のもの(自宅等)を記載してください。

③ 法人の登記事項証明書(全部事項証明書)

※ 申請者が法人である場合に限る。

※ 登記事項証明書にあっては、謄本を正本に添付し、他2通の副本にあってはその写しの添付で可

④ 申請者(申請者が法人の場合は、当該法人の役員)の生年月日を証する書面

※ 「生年月日を証する書面」は住民票等とし、抄本を正本に添付するとともに、他2通の副本にあってはその写しの添付で可

⑤ 代表者、名称(氏名)及び所在地(住所)が変更となる場合は、交付済みの「砂利採取業者登録証」の原本

※ 「砂利採取業者登録証」を書換えて再交付のため。

(2) 砂利採取業務主任者の変更

① 登録事項変更届書：別記様式第9号(登録規則様式第7)

② (採石業務管理者用)誓約書(B)：別記様式第3号

※ 新たに砂利採取業務主任者に就任する者の誓約書(本人の自署)

※ 法人の監査役又は協同組合の監事は、会社法第335条第2項又は中小企業等協同組合法第37条第1項の規定により砂利採取業務主任者(使用人)として登録することはできません。

③ 砂利採取業務主任者試験合格証の写し又は砂利採取業務主任者認定証の写し

④ 砂利採取業務主任者勤務証明書：別記様式第4号

※ 砂利採取業務主任者が申請者又は当該法人の役員・従業員であることを証する書面(証明は代表者印)

⑤ 砂利採取業務主任者の住民票(抄本を正本に添付し、他2通の副本にあってはその写しの添付で可)

⑥ 住民票抄本において、砂利採取業務主任者の生年月日を確認できない場合は、生年月日を証する書面

⑦ 砂利採取業務主任者の履歴書(市販品と同等以上のもの)

⑧ 写真(手札型 縦10cm×横8cm)

※ 正本1通と副本1通に添付し、写真裏面に氏名を記載してください。

(3) 廃業

① 砂利採取業廃止届書：別記様式第11号(登録規則様式第8)

※ 提出通数は、1通とする。

② 交付済みの「砂利採取業者登録証」の原本

3 提出先

前橋市大手町1丁目1番1号(〒371-8570)

群馬県県土整備部砂防課砂防管理係 TEL027-226-3631

別紙様式第1号（法第4条、登録規則第2条様式第1）

群馬県収入証紙
はり付け欄
消印しないでください

×整理番号	
×審査結果	
×受理年月日	年 月 日
×登録番号	群馬県砂利採取登録第 号

砂利採取業者登録申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあつてはそ
の代表者のふりがな氏名

印

砂利採取法第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により次のとおり申請します。

1 事務所の名称及びその所在地

2 その事務所に置く砂利採取業務主任者のふりがな氏名

3 法人にあつては、その業務を行う役員ふりがなの氏名

（備考）

- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- ×印の項は、記載しないこと。
- ふりがな氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

誓約書（A）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第5号まで及び第7号に掲げる登録拒否事項に該当しないことを誓約します。

年 月 日

登録申請者	企業名	
	住所	
	ふりがな 氏名	印

群馬県知事

あて

※砂利採取法第6条第1項

第1号 この法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第12条第1項の規定により登録取り消され、その取消の日から2年を経過しない者

第3号 第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内にその砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

第5号 法人であって、その業務を行う役員のうち前各号のいずれかに該当する者があるもの

第7号 暴力団員等がその事業活動を支配する者

誓約書（B）

砂利採取法（昭和43年法律第74号）第6条第1項第1号から第4号までに掲げる事項に該当しないことを誓約いたします。

年 月 日

合格番号	第	号
業務主 任者	本籍	
	住所	
	ふりがな 氏名	印
	生年月日	大・昭・平・令 年 月 日（ 歳）

群馬県知事

あて

※砂利採取法第6条第1項

第1号 この法律の規定により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

第2号 第12条第1項の規定により登録を取り消され、その取消しの日から2年を経過しない者

第3号 第3条の登録を受けた者（以下「砂利採取業者」という。）であって法人であるものが第12条第1項の規定により登録を取り消された場合において、その処分のあった日前30日以内に

その砂利採取業者の業務を行う役員であった者でその処分のあった日から2年を経過しないもの

第4号 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員又は同号に規定する暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者

砂利採取業務主任者勤務証明書

下記の者は、当社の役員又は従業員であることを証明します。

記

区 分	役 職 名	ふりがな 氏 名	就任又は採用年月日
業務主任者			

年 月 日

申請者	企業名	
	所在地	
	ふりがな 氏 名	印

群馬県知事

あて

砂利採取業経歴書

企業概要	企業名							
	所在地							
	代表者名							
	資本金	万円	企業組織	株式、合名、合資、有限、個人				
	従業員数	男	人	女	人	計	人	
	設立又は操業年月日	年	月	日	加入している組合名			
取引関係	砂利	採取砂利名	年間採取量		年商			
		河川砂利	m ³		万円			
		陸砂利、山砂利						
		計						
	その他	区分	—		年商			
		土木建設工事請負額	—		万円			
		各種販売額 (品名)	—					
		計	—					
	合計		—					
会社位置 (略図)								

別紙様式第9号（法第9条、登録規則第5条様式第7）

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

登録事項変更届書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

ふりがな
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者のふりがな氏名

印

登録番号 群馬県砂利採取登録 第 号

砂利採取法第9条第1項の規定により次のとおり届け出ます。

1 変更事項の内容

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容

2 変更の年月日

年 月 日

3 変更の理由

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
 - 4 法人の業務を行う役員若しくは業務主任者の変更又は事務所の新設に係る変更であるときは、当該役員又は業務主任者の氏名にふりがなを付すこと。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

砂利採取業廃止届書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

ふりがな
氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者のふりがな氏名

印

砂利採取法第 10 条の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録の年月日及び登録番号

年 月 日 群馬県砂利採取登録第 号

2 事業を廃止した年月日

年 月 日

3 事業を廃止した理由

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
 - × 印の項は、記載しないこと。
 - 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

別紙様式第14号（法第8条、登録規則第4条様式第3）

× 受理年月日	年 月 日
× 整理番号	

砂利採取業承継届書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

ふりがな
氏名又は名称及び
法人にあってはそ
の代表者の氏名

印

砂利採取法第8条の第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継の原因		
被承継者に関する事項	ふりがな 氏名 又は 名称	
	法人にあってはその代表者の氏名	
	住 所	
	法第3条の登録を受けた年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
	事務所の名称及び住所	
	業務主任者の氏名	
承継者に関する事項	登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
	事務所の名称及び住所	
	業務主任者の氏名	

- (備考)
- この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - ×印の項は、記載しないこと。
 - ふりがな
氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を書略することができる。

× 受理年月日	年 月 日
× 整理番号	

砂利採取業者相続同意証明書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

証明者氏名^{ふりがな}

印

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所^{ふりがな}

2 登録年月日

年 月 日

3 登録番号

群馬県砂利採取登録第 号

4 砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者の氏名及び住所^{ふりがな}

5 相続開始の年月日

年 月 日

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 証明者氏名の項は、砂利採取業者の地位を承継するものとして選定された者以外の相続人全員が記名押印すること。
 - 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者相続証明書

年 月 日

群馬県知事 へ

住 所

証明者氏名 ふりがな 印

次のとおり砂利採取業者について相続がありましたことを証明します。

1 被相続人の氏名及び住所 ふりがな

2 登録の年月日

年 月 日

3 登録番号

群馬県砂利採取登録第 号

4 砂利採取業者の地位を承継した者の氏名及び住所 ふりがな

5 相続開始の年月日

年 月 日

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 証明者は、二人以上とすること。
 - 4 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日
×再交付年月日	年 月 日

再交付申請書

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

氏 名

印

砂利採取業務主任者試験合格証・認定証の再交付を受けたいので、砂利採取業者の登録等に関する規則第14条の規定により、申請します。

生年月日	
理 由	

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名の記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。
ふりがな
 - 4 「合格証・認定証」は、いずれか一方を消すこと。
 - 5 写真（提出前6月以内に正面から上半身を撮影した縦4cm×横3cmのもので、裏面に撮影年月日、氏名、年齢をきさいしたもの）1枚を添付すること。

紛失届

年 月 日

群馬県知事

あて

住所

ふりがな
氏名

印

砂利採取業務主任試験合格証	
生 年 月 日	年 月 日
合格証番号	
理 由	

砂利採取業者登録証再交付申請書

※受理年月日	年 月 日
※再交付年月日	

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

ふりがな
氏 名又は名称

及び法人にあっては

ふりがな
その代表者の氏 名

印

登録年月日

年 月 日

及び登録番号

群馬県砂利採取登録第

号

砂利採取業者登録証の再交付を受けたいので、申請します。

1	事務所の名称	
	所在地	
2	砂利採取業務主任者	
3	理由	

紛失届

年 月 日

群馬県知事

あて

住 所

氏 名

印

砂利採取業者登録証	
登録番号	群馬第 号
登録年月日	年 月 日
企業名	
所在地	
代表者名	
理由	

×整理番号	
×受理年月日	年 月 日

砂利採取業者事業譲渡証明書

年 月 日

群馬県知事

あて

譲り渡した者 ふりがな 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者のふりがな氏名

印

住所

譲り受けた者 ふりがな 氏名又は名称及び法人にあ
つてはその代表者のふりがな氏名

印

住所

次のとおり砂利採取業者の事業の全部の譲渡しがありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号

年 月 日 群馬県砂利採取登録第 号

2 譲渡しの年月日

年 月 日

- (備考)
- 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
 - 2 ×印の項は、記載しないこと。
 - 3 氏名ふりがなの記載を自署で行う場合においては、押印を省略することができる。